



青色回転灯パトロール車と半田警察署パトカーで巡回を行う坂部地区の皆さん

青色回転灯 パトロール車で 町内を巡回

町では毎月第一、二金曜日を「防犯の日」と定めて、午後五時から午後八時まで地区（現在六地区）の皆さんの協力で防犯パトロールを行っています。
十月十四日には、防犯意識を高める目的でパトロール車に青色回転灯を取り付けて、各地区で防犯パトロールを行いました。

秋の火災予防運動

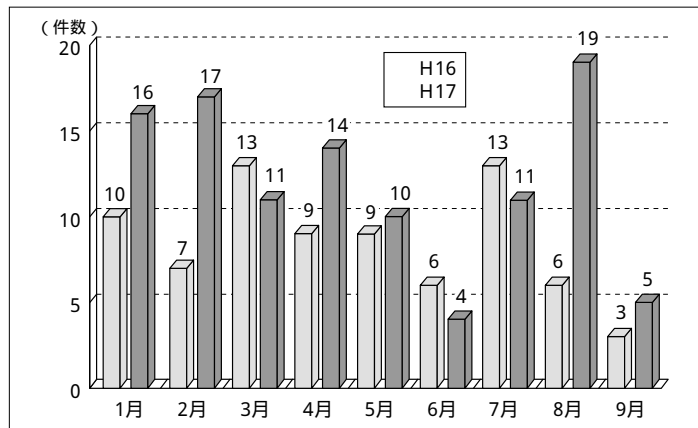
11月9日(水)～15日(火)

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

火災予防運動期間中、午後8時に30秒間のサイレンが鳴ります。

火の用心

火災が急増しています
知多中部管内（半田市・阿久比町・武豊町・東浦町）で今年九月末現在、百七件の火災が発生し、昨年同時期と比較すると三十一件の大幅な増加となっています。



住宅火災を防ぐために

- 天ぷらを揚げているときはその場を離れない。離れるときは必ず火を消すこと。
- 放火に注意。家の周りに燃えやすい物を放置しない。
- 石油暖房器具のカセットタンクのカップ取り付けは確実に。
- 寝たばこ、吸いかけたばこは置きっぱなしにしない。

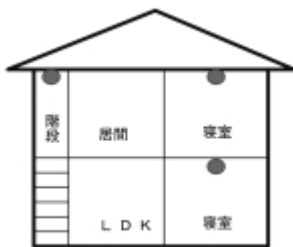
住宅用火災警報器の設置が義務化されました

住宅による火災での死者が増加していることから、消防法の一部が改正され、一般住宅と共同住宅（アパートなど）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

新築は平成十八年六月一日から設置義務となり、既存（建築済の住宅など）のものは平成二十年五月三十一日までに設置しなければなりません。

設置基準など詳細については、火災予防条例で定められています。主な設置場所については次のとおりです。

寝室・階段・廊下



は警報器を示す

住宅用火災警報器の設置に伴い、悪質業者による訪問販売などが予想されますので、十分注意してください。購入は信頼のおける家電販売店などで購入してください。

問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部予防課
☎(21)1491